

会 議 録 目 次

平成 1 4 年 第 4 回 海 田 町 議 会 臨 時 会 （ 第 1 日 ）

平成 1 4 年 6 月 2 8 日 （ 金 ） 午 前 9 時 0 0 分 開 会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	2
日程第 2	会期の決定について……………	3
日程第 3	発議第 5 号 地方の道路整備の促進に関する意見書案……………	3
日程第 4	任意の合併協議会の設置について……………	4
日程第 5	任意の合併協議会委員の選任について……………	7
	（ 閉 会 ） ……………	9

平成14年第4回海田町議会臨時会

会 議 録

1. 招 集 年 月 日 平成14年6月28日（金）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 6月28日（金）9時00分宣告

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（20名）

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	6番	斎 木 貞 暁
7番	堀 間 禎 子	8番	西 山 勝 子
9番	宮 坂 二 郎	10番	崎 本 広 美
11番	原 田 幸 治	12番	前 田 勝 男
13番	住 吉 充	14番	山 岡 寛 次
15番	田 中 千 代	16番	佐 中 十九昭
17番	中 岡 長 一	18番	国 岡 光 明
19番	加 藤 公	20番	河 野 道 昭

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（20名）

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	6番	斎 木 貞 暁
7番	堀 間 禎 子	8番	西 山 勝 子
9番	宮 坂 二 郎	10番	崎 本 広 美
11番	原 田 幸 治	12番	前 田 勝 男
13番	住 吉 充	14番	山 岡 寛 次

君、18番、国岡君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本日の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野） 日程第3、発議第5号、地方の道路整備の促進に関する意見書案についてを議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。佐中君。

○16番（佐中） 提出者を代表して提案理由を説明をさせていただきます。

地方の道路整備に関する意見書案、読み上げて提案にかえさせていただきます。

道路は、国民の日常生活を支え、地域間の交流・連携を促進するとともに、活力ある地域づくりや豊かな暮らしを実現するための最も基礎的な施設であり、その整備は国民が等しく熱望するところである。

本町においては、国道2号や国道31号などの朝夕の慢性的な渋滞は、町民生活のみならず産業活動にも重大な支障を及ぼしている。

今後、地域が一定のまとまりを持った自立圏域として新たな活力を創造していくためには、地域内外の交流と連携を支える道路網の整備は極めて重要な課題であり、交通渋滞解消のため、また、交通事故防止のためにも国道2号東広島バイパスや広島南道路の整備は、本町の極めて重要な課題となっている。

政府におかれては、道路整備の遅れが地域経済の活性化を阻害している実情を十分確認し、地方の声を十分に反映されるとともに、整備が遅れている地方の道路の現状を踏まえ、地方の道路整備に必要な財源の確保を図ることについて配慮されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。平成14年6月28日、広島県海田町議会。

○議長（河野） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第5号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第5号については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決いたしました意見書については、内閣総理大臣をはじめ、関係機関に送付いたします。

この際、議長より申し上げます。

先般、全員協議会で、任意の合併協議会の設置について賛成多数により、また、その任意協議会の委員の選出について賛成多数の議長一任があり、決定したところでございますが、本会議の場で改めて確認をするため、日程第4及び日程第5に上げております。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第4、任意の合併協議会の設置についてを議題といたします。本件については、地方自治法等に規定された議決事件ではありませんが、ここで議会として、本町が広島市と任意の合併協議会について意思を確認するものであります。本案について意見はありますか。佐中君。

○16番（佐中）議長にお尋ねをいたしますが、1つは、町長から5月27日に任意協議会の設立と任意協議会の委員6名の申し入れについて、どうして正規のルールの手続で、議会運営や合併問題調査特別委員会に付託をしなかったのか、その理由をお尋ねをいたします。

2つ目には、任意という協議会であっても、議会を代表するものであるし、相手側も理事者と議会側が出てきます。また、今年度の当初予算で数百万の公費が充てられるように決定をしております。しかも町長は、自分の町長の任期満了までに、平成16年3月合併をすると、期限を切って合併をすることを前提に明らかにしております。私が言いたいのは、合併を前提にした協議会は、正規の合併手続というように見るべきであります。もうするという前提ですから。こうした町長の申し入れ等に対して、議長は、個人的な自分の思惑や一部の議員の声だけで行動しようとする動きがあった。合併するかどうかという重大な問題を、議長の権限や、あるいは職権を強行しようとしていたことも事実であります。しかもこの前は、広島市での任意協議会を町長と一緒に申し入れをし

ようとしていた。これ、後日の新聞で明らかになりましたけれども、なぜこのような行動に走り出するのか、私は、今後はこのような隠し事はしないですべて明らかにし、最も民主的な方法で議会運営をするべきだというように思うんですがいかがですか、お尋ねをします。

3つ目には、合併問題は住民にとって大事な問題だから、慎重に、しかも間違いのないように取り組む必要があります。町民の意見を聞く場を設けて懇談会を重ねて、正しい情報を提供しなければなりません。今、執行部側が町民を対象にしておりますが、議会側だってそれができるはずです。こういうことを抜きにして、町長が提案をしたらすぐ合併と、あたかも当たり前のような行動をしていることそのものが、私は議会として本来とるべき姿ではないというふうに思います。

総務省の自治行政局長が出しているマニュアルでも、1つには、合併の機運醸成と合併の是非の判断の住民説明会をなさいと。2つ目には、住民アンケート調査を実施して、町民の意向を確認するなどというように、こう明記してあるわけです。私は、あの総務省が出しているマニュアル以上に神経をとがらせて、的確に判断をしなければならないというように考えます。

その立場から、本来であれば町民の意見を聞く場を設けて懇談会を重ね、正しい情報を提供したその上に、アンケートを実施をして、欲を言えば住民投票を行い、その結果で合併問題は、任意の協議会を立ち上げるかどうか、ここで審議すべきであります。今のやり方では、町長の任期中に合併という方針は、私は間違いであると思います。もっと議会を大切に、住民の意見を聞いてもらう。何で町長の任期に合わさないのか。我々だって、平成17年の3月まで議会の任期があるわけですから、もう一遍町長選挙をやってもいいじゃないですか。それぐらい期間をとって、住民の意見をやっぱり議会は確認をしながら進めていく。

私は、まだ、特別委員会の調査が不十分であると思います。単独町政の場合の、将来の10年、20年、30年、これの財政推計でどうなるのかという問題も研究しておりませんし、また、これまで合併した安芸区の町村の合併の建設計画の履行はどうなっておるのか、合併建設計画を過ぎたから、その翌年の年からどのように変わっていったのか。また、5月2日のNHKの報道では、大阪市に続いて広島市がワーストツーに挙げられておる。広島市は火の車だというように報道されておりましたが、この財政事情もまだまだ調査をする必要があります。できれば、議会で広島市の財政局長を呼んで実態を説明してい

ただ、こういう方法もあるわけであります。私は、時期尚早であるというように思うんですが、議長としては、どのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

- 議長（河野）まず第1の理由でございますけども、町長は3月議会あたりから不退転の気持ちで自分の責任で責任を全うすると、すなわち自分の任期中に決着をつけたいという、そういう気持ちが伝わってきておりますし、広島市を相手とするというスタンスには変化がございません。そういうところから、私は、合併の任意協議会というものを設置されるということについて議会としても当然それに協力をすべきものと、そういう理由によってこれを認めたわけでございます。

それから、任意の協議会をつくるについて、住民の意見とかを取り入れて、早過ぎるんではないかということも、先ほどの意見の中に見られましたけども、先ほど言いましたように、町長の任期中ということでひとつ行政側としては期間を切っておられるので、それに従ったまでということでございます。また、住民の意見を聞くということについては、やはり、議員の皆さんが住民と間近にいろいろ意見を聞く、また、そういう会を議会としてもつくるべきとは思っております。これは、設置後のいろんな協議内容について等も、住民に意見を聞くという機会は当然つくらなければいけない、そのように考えて任意協議会の設置について賛成をしたわけでございます。

ほかに。佐中君。

- 16番（佐中）今、議長は賛成をしたいと。議長は議会の意思で動くんじゃないんですか。議長、町長と議会は違うんですよ。全然その立場が違うしね、町長がやっていることを議会がチェックする、この役目が議会なんです。住民に対してどれだけ説明をしておるのか、あるいは将来の財政推計ではどうなってくるのか。こういうところを議会がチェックせんかったら町長が任期中とか、町長がいついつまでにどのようにするかというスケジュールで、何で議会が乗っていかないかんのか、私はここの視点が議長おかしいと思うんよ。私は、議長、動議を提出いたします。この問題は、もっともっと議会側で研究もし、調査もなければならぬ。いわゆる、今、議長が提案をされておる任意の合併協議会の設置については、合併問題調査特別委員会に付託をする動議を提出いたします。取り計らってくださいますようお願いをいたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

- 議長（河野）ただいま佐中君から、任意の合併協議会の設置について合併問題調査特別委員会に付託する動議を提出されました。この動議は、所定の賛成者がありますので成

立をいたします。この動議は先決動議でございます。

任意の合併協議会の設置についてを合併問題調査特別委員会に付託する動議を採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りします。任意の合併協議会の設置についてを、合併問題調査特別委員会に付託する動議に賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（河野）起立少数と認めます。よって、任意の合併協議会の設置については、合併問題調査特別委員会に付託することは否決されました。

お諮りいたします。広島市との任意の合併協議会の設置について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（河野）賛成多数で、広島市と任意の合併協議会を設置することに賛成することといたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第5、任意の合併協議会委員の選任についてを議題といたします。町長から広島市との任意の合併協議会の委員の選任について依頼を受けております。

まず、委員の数でございますが、町長からは6名程度の依頼を受けております。私は、できるだけ多くの議員が委員に選任されるよう6名程度の上限で1名増やし7名としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、議会から選任する委員の数は7名といたします。

続いて、任意協議会の委員の選任方法についてお諮りいたします。本件については、自治法に規定される選挙には該当しませんので、選任は賛成多数の人選方法でもって人選をし、私が会議に諮って指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

選任は賛成多数の人選方法でもって人選し、私が会議に諮って指名することに賛成の皆さんの起立を求めます。崎本君。

○10番（崎本）今、私の意見で、議長一任いたしましたので、皆さんの意見を、議長に一任かどうか、それを採決してもらった方がいいと思いますが、どうですか。

○議長（河野）はい、わかりました。

議長一任と、それと、投票という声があります。それでは、投票することとする案に

賛成の皆さん……。

（「何言っとるんや、法で決まっとるでしょうが、118条で」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）投票することとする案に賛成の皆さんの起立を求めます。

（「何で採決するんか、異議あると言いよるんや、おかしいじゃろうが。投票すべきや。運営せな」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議について……。

（「異議があったら投票するための法律があるじゃないか。何でそれを準用せんや。あるんやから、118条に」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）これは自治法に規定される選挙ではございませんので、選任は賛成多数の人選方法でもって人選し、私が会議に諮って指名したいと思います。議長一任と、投票という声がございます。投票によるとする案に賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）議長一任に賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）賛成多数と認め、議長一任により人選をお諮りしたいと思います。お諮りいたします。

任意協議会の委員については、正副議長……。

（「おかしいやないか、やり方が。過半数いっていないよ、今。もうちょっと確認してみいや」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）過半数っております。お諮りいたします。

任意協議会の委員については、正副議長、合併問題調査特別委員会委員長を充て職として、山岡議員、斎木議員、原田議員、住吉議員を指名することについて賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（河野）起立多数と認め、正副議長、合併問題調査特別委員会委員長を充て職の委員に、山岡議員、斎木議員、原田議員、住吉議員を委員に選任することといたします。

この任意協議会については、後日広島市へ町長に同行してお願いに行くことになろうと思いますが、ご了承ください。また、この協議会への議員の出席につきましては、議員の派遣により行いますが、日程が定まっておりますので、次の議会までの議員の派遣については、会議規則第112条の緊急を要する場合の議長の決定で処理させていただきます。

たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、今後、任意の協議会での協議事項については、合併問題調査特別委員会で協議することになろうと思いますので、あわせてよろしくお願いいたします。

以上で本臨時会に付議されました案件はすべて終了しましたので、会議を閉じます。
これにて平成14年第4回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、ご苦労さんでございました。

午前9時25分 閉会